

令和元年度第4回牛久市行政改革推進委員会
議事録

会議名称	令和元年度第4回牛久市行政改革推進委員会		
日時	令和2年1月22日(水) 13:28~15:00	作成年月日	令和2年1月28日(火)
場所	牛久市役所 本庁舎4階 第3会議室	作成	事務局 北辻
出席者 (順不同・敬称略)	(会長)宮原会長 (副会長)岡本副会長 (委員)柳井委員、山越委員、本郷委員、飯田委員、田中委員、八島委員、本橋委員、鈴木委員 (事務局)経営企画部 吉田部長、政策企画課 柳田課長、中島課長補佐、町田主任、北辻主事		
配付資料	次第、資料1 答申書		
議事内容	・第7次牛久市行財政改革大綱(案)について ・答申(案)について		

【 議 事 内 容 (順不同・敬称略) 】

1. 第7次牛久市行財政改革大綱(案)について

・前回委員会の際に大綱案について概ね了承をいただいている。そのため、本日は新たなご意見がない場合、2つ目の議事「答申(案)について」に移る。

・13 ページに「市民や様々な各種団体、行政が協力し合う協働の関係の構築」とあるが、市民や各種団体を支援する公募型の制度を実施しているか。

⇒牛久市において、公募型の取り組みについては行っていない。

⇒市民や団体の方が主体になる活動を進めていくと、行政側の手間が省けるという、そのような良い事ばかりではなく、行政側の仕事が増えてしまっていることもある。

⇒今後、そのような取り組みをしていく予定はあるのか。

⇒現時点において、予定はない。

・行政区加入率低下に対してどのように取り組んでいくのか。

⇒牛久市に転入された方に、行政区制度を説明し、行政区長に情報提供を行って勧誘をしていただいているが、行政区加入率の低下を食い止めることに関しては、解決策が見出せていないのが現状である。

・牛久駅周辺の行政区は、高齢化率が上がって行政区加入率が低下していると認識しているが、ひたち野地区の加入率はどうなっているか。

⇒ひたち野地区については、ひたち野東で73%、ひたち野西で58%、ひたち野行政区で57%である。準行政区であるびゅうパークでは、100%となっている。高齢化率が低い地域ではあるが、行政区加入率が高いという訳ではない。

・班制度も含めて、町内会の規模の基準はあるのか。

⇒市の方で特に基準は設けていない。行政区ごとに各々決定していただいている。

・高齢化に伴い、人が減少してしまい班制度を維持するのが困難な場合に、町内会や班の合併はあるのか。

⇒自分の行政区では、約20世帯で1班組んでいるが、班長を引き受けられない方がいたら、その次の班長の方をお願いをする体制を取っています。

・当然の話かもしれないが、行政区費を払えないと行政区には入れないのか。

⇒加入できない。

・募金関連で、どの世帯が協力していただいているか等の運営上の管理はどのようにされているか。

令和元年度第4回牛久市行政改革推進委員会
議事録

【 議 事 内 容 (順不同・敬称略) 】

⇒行政区の班長ごとに集金をして、区長が取りまとめている。しかし、あくまで任意であって強制ではないこともあり、募金額は年々減少している。

・1つの班でゴミ収集所を管理して、掃除当番が決まっており、行政区に加入していないと、そのゴミ収集所を使用できない地域もある。さらに、行政区未加入の世帯がゴミ収集所を使用する場合は、別途利用料を支払う必要がある地域もある。

・東区は、たまり場を来年度開始すると聞いている。運営にあたって年額84万円支給されるが、人口規模が行政区ごとに大きく異なっている点について、市としては今後どのような運営を考えているか。

⇒たまり場制度の趣旨としては、行政区内の方だけでなく、どなたでも気軽に利用できることを目指しており、そのことに伴い区民会館を開放していただく、光熱費等の経費がかかるため金額を一律としている。

⇒行政区加入数と、かかる経費との関連性はないと思う。人口が多いから、運営にお金がたくさんかかるわけではない。

⇒84万円というのは、妥当な額だと思うが、誰でも利用できるという点については、いつもの仲間たちだけになっていて、多くの人に解放されていないのが現状である。

2. 答申(案)について

＜事務局より資料1に沿って説明＞

今までの委員会において、委員の皆様からご意見いただいた内容について、答申書に記載したが、何かご質問等はあるか。

・行政区加入率の低下は、区費を納入できない人が増えているというだけでなく、高齢化により班長制度が維持できないことも大きな原因である。募金については、強制ではないという言葉を使うと、じゃあ募金は控えたいと言われる方もいる。言葉の使い方がとても難しい。行政区長の中でも、前年度と同じ金額が目標となっていることもあり、苦労している。

⇒区長が、募金を強制することはできない立場に置かれていることを理解している。

⇒行政区の加入に関して、防犯灯を勝手に外してしまい、裁判沙汰になった地域もあると聞く。市民活動課に事例として紹介してもらった。転入手続きの際に、情報提供の許可をいただいた方の情報が総合窓口課から行政区に提供される。それに基づいて、行政区への加入依頼をする取り組みについては良いと思っている。

・委員会で十分に議論され、意見が集約されている内容となっているため、策定に関して参考にしていただくようお願いする。

・他にご質問等はないようですので、事務局から提案された案で決定とする。

3. 答申提出

＜宮原会長が根本市長に答申書を提出＞

4. その他

・委員会の皆様からご提出いただきました、答申書を基に今後行政改革推進本部内で第7次行政財政改革大綱を策定させていただきます。次回の委員会については、決算の結果が出た9月を予定している。

5. 閉会